

第8回 栃木市・岩舟町合併協議会

会 議 録

平成24年9月26日（水）午後2時00分
岩舟町健康福祉センター「遊楽々館」

栃木市・岩舟町合併協議会

会 議 録

会 議 の 名 称		第 8 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会	
開 催 日 時		平成 2 4 年 9 月 2 6 日 (水) 1 4 時 0 0 分 開 会 ・ 1 6 時 1 0 分 閉 会	
開 催 場 所		岩 舟 町 健 康 福 祉 セ ン タ ー 「 遊 楽 ヲ 館 」 検 診 室	
議 長 氏 名		鈴 木 俊 美	
出 席 者 及 び 欠 席 者 氏 名		別 紙 1 の と お り	
事 務 局 氏 名		別 紙 1 の と お り	
会 議 事 項	1 議 題 別 紙 2 「 会 議 事 項 」 の と お り	2 会 議 結 果 ・ 協 議 事 項 協 議 第 1 号 ー 2 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 4 8 号 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 7 号 ー 2 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 4 9 号 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 5 0 号 から 協 議 第 5 4 号 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 6 号 (継 続 協 議 ー 2) 継 続 協 議	
	会議の経過 (議事の要旨)		
会 議 資 料	第 8 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会 次 第 ・ 座 席 表 ・ 委 員 名 簿 第 8 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会 会 議 資 料 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 新 市 ま ち づ く り 計 画 (素 案) (合 併 市 町 村 基 本 計 画)		
その他の事項		合併までのスケジュールについて	
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成 2 4 年 1 0 月 1 5 日		委員 _____ 臼 井 浪 之 助 _____ ⑩ 委員 _____ 栃 木 孝 _____ ⑩	

別紙 1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会 長	鈴木 俊美	副会長	市村 隆
委 員	山本 元久	委 員	山崎 仁一
委 員	高岩 義祐	委 員	大阿久 岩人
委 員	渡邊 仁一	委 員	富田 清
委 員	大川 秀子	委 員	梅澤 米満
委 員	栃木 孝	委 員	茂呂 健市
委 員	赤堀 明弘	委 員	和久井 紀明
委 員	岩下 邦夫	委 員	臼井 浪之助
委 員	大橋 重	委 員	大島 常子
委 員	柴田 保男	委 員	小倉 久緒
委 員	佐山 耕基	委 員	大島 治
委 員	恩田 孝子	委 員	安藤 宣好

出席者（規約第 10 条第 4 項に基づく関係職員等）

中村 祐司（宇都宮大学国際学部大学院国際学研究科教授）

出席者（監査委員）

板倉 安秀

池田 務

欠席者（規約第 10 条第 4 項に基づく関係職員等）

小川 昌樹（栃木県総合政策部次長兼市町村課長）

出席者（幹事）

幹 事 赤羽根 正夫（栃木市総合政策部長）

幹 事 和久井 弘之（栃木市総務部長）

幹 事 川 島 章男（岩舟町企画課長）

幹 事 五十畑 恵造（岩舟町総務課長）

出席者（事務局）

天海 俊充（事務局長）

山野井広実（総務チームリーダー）

糸井 孝王（計画チームリーダー）

上岡 誠志（総務計画班）

深津 勝（事務調整第1チームリーダー）

鈴木 健司（事務調整第2チームリーダー）

原 雄一郎（事務調整班）

栗原 健（事務調整班）

別紙 2 会議事項

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 協議事項

協議第 1 号－2 合併協定項目の変更について

協議第 4 8 号 合併協定項目 1 1 特別職の身分の取扱いについて

協議第 7 号－2 合併協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いについて

協議第 4 9 号 合併協定項目 2 4 諮問機関の取扱いについて

協議第 5 0 号 合併協定項目 2 5－ 9 保健衛生事業について

協議第 5 1 号 合併協定項目 2 5－ 1 2 児童福祉事業について

協議第 5 2 号 合併協定項目 2 5－ 1 3 保育事業について

協議第 5 3 号 合併協定項目 2 5－ 2 4 市町立学校の通学区域、学校名について

協議第 5 4 号 合併協定項目 2 5－ 2 5 学校教育事業について

協議第 6 号（継続協議－ 2）合併協定項目 2 6 合併市町村基本計画について

4 第 9 回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について

日 時 平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日（月）午後 2 時 0 0 分から

会 場 栃木市国府公民館 大交流室

5 そ の 他

(1) 合併までのスケジュールについて

(2) その他

6 閉 会

別紙 3

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
天海事務局長	1. 開会 定刻となりましたので、ただいまから第8回栃木市・岩舟町合併協議会を開会いたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、合併協議会事務局の天海です。よろしくお願いいたします。 本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきますので、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。
天海事務局長	2. 会長挨拶 それでは、次第の2「会長あいさつ」に入ります。 会長であります、鈴木 栃木市長からごあいさつを申し上げます。
鈴木会長	皆様、こんにちは。やっと秋らしい天気が、このところ続くようになりましたが、また台風も近くにきているということで、これからは逆に安定しない季節となるのかなと、そんな今日の頃ではありますが、今日は久しぶりに岩舟さんのほうで、会場としてこれから合併協議会を開催させていただきます。そして、またこの会場はなんとなく懐かしい、以前は、今も車の中で話しながら来たのですが、入口の所に沢山の何とか派、何とか派の人たちが両方に並んで、我々が来ましたところ、激励、野次、双方あったようなことをちょっと思い出しました。そんなことも経て、こうして今、両市、町の間で、前向きに熱心に協議をさせていただけることを大変ありがたいと思います。今日も、盛りだくさんでございますので、よろしくご協議賜りますようお願いを申し上げますとともに、傍聴の方々には、今日もぜひお聞き取りをいただきたいと思います。それでは、よろしくどうぞお願いをいたします。 ——— 拍手 あり ———
天海事務局長	次に、次第の3「議事」に入りますが、事務局から議事に先立ちまして、会議運営等に関しましてご報告させていただきます。 委員等の出欠でございますが、オブザーバーの県総合政策部次

	長の小川様は、本日公務により欠席とのご連絡をいただいております。 なお、合併協議会につきましては、規約第10条第1項の規程によりまして、委員の2分の1以上の出席を持って会議を開催することとなっております。本日の出席委員は22名で、定足数に達しておりますことをご報告いたします。 次に、本日の会議録署名委員でございますが、本日の署名委員は、栃木市の臼井委員と岩舟町の栃木委員にお願いいたします。 最後に、委員の皆様にお願いがございます。会議の中でご発言いただく際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通してのご発言をお願いするとともに、最初に市町名とお名前をおっしゃっていただいてから、ご発言願いたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。 それでは、会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規程によりまして、会長があたることとされておりますので、ここからの進行につきましては、鈴木会長、よろしくお願いいたします。
鈴木会長	3. 議事 (1) 協議事項 はい。それでは、お聞きのとおり、進行役を務めさせていただきます。 早速、協議に入りたいと思います。 その前に上着を着用の方は、どうぞ遠慮なくお脱ぎいただきたいと思います。すみません。私のほうも脱がさせていただきます。 では、協議第1号ー2 合併協定項目の変更について から、協議に入りたいと思います。事務局の説明をお願いします。
鈴木 T L	協議第1号ー2 合併協定項目の変更について 事務調整班の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、会議資料①をご用意ください。会議資料の①でございます。 表紙をめくって頂きまして、1ページをご覧ください。協議第1号ー2「合併協定項目の変更について」協議を求める。というものでございます。Aランクであります合併協定項目につきましては、第1回の協議会において、56項目ということでご確認を頂き、その調整方針について協議を進めてまいりました。

	次の２ページをご覧ください。当初お示しいたしました５６項目のうち、「２５－３１ その他の事業」右側の下、二重線で消した部分でございます。これにつきまして、合併協定項目から削除したく今回ご提案するものでございます。その理由でございますが、Ａランクの事務事業は、「合併協定項目２５－３１その他の事業」以外の協定項目にすべて網羅されており、あらためて「その他の事業」として取り上げる事務事業がございませんので削除するというものでございます。ご確認いただけましたならば、協定項目は５６項目から５５項目となります。 以上でご説明を終わります。
鈴木会長	はい。説明は以上でございます。 これはよろしいでしょうか？質疑ですが、よろしいでしょうか？ ——— 出席委員 了承 ———
鈴木会長	これは、一応ご承認をいただくのかな？一応、採決をさせていただきますが、協議第１号－２ 事務局提案のとおり、ご承認をいただけるということで、ご異議のない方、拍手にてお願いいたします。 ——— 出席委員より拍手 あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。 では続きまして、協議第４８号 合併協定項目１１ 特別職の身分の取扱いについて 説明を願います。
鈴木ＴＬ	協議第４８号 合併協定項目１１ 特別職の身分の取扱いについて はい。３ページをご覧ください。「協議第４８号 合併協定項目１１ 特別職の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。調整方針でございますが、１ 岩舟町の常勤特別職（教育長を含む。）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。２

	岩舟町のその他の非常勤特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。というものでございます。 資料の 27 ページの参考資料をご覧いただきたいと思います。27 ページでございます。地方公務員法の抜粋でございます。 まず、特別職の定義でございますが、地方公務員法第 3 条第 3 項に、(1) に就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職。(2) 法令や条例、又は規則や規定により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時又は非常勤のもの。(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職。(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職などがございます。これらの特別職の身分について調整を行うものでございます。 資料の 4 ページにお戻りください。資料の 4 ページでございます。このようなことから、ご覧の調整の方針を提案するものでございます。 5 ページをご覧ください。行政委員会及び行政委員の現況でございます。「教育委員会」から「固定資産評価審査委員会」の 6 つの委員会等でございます。これにつきましての調整内容は、岩舟町の各種行政委員会については、合併の前日をもって失職する。栃木市の各種行政委員会の定数増が必要な場合には、合併時まで調整する。でございます。 続きまして、6 ページをご覧ください。審議会・委員会などの附属機関でございます。調整内容でございますが、岩舟町の審議会・委員会等の委員につきましては、基本的に合併の前日をもって失職とするものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。栃木市の審議会・委員会等の委員の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。とさせて頂きました。現況でございます。まず、「地域自治区地域協議会」から「情報公開・個人情報保護審査会」までの 8 つの附属機関でございます。次に 7 ページをご覧ください。「住居表示審議会」から、「地域公共交通会議」までの 7 つの附属機関でございます。 次に 8 ページをご覧ください。「賞じゅつ金等審査委員会」から「環境審議会」までの 8 つの附属機関でございます。次に 9 ペ
--	---

	ージをご覧ください。「働く婦人の家運営委員会」から「社会福祉施策推進委員会」までの8つの附属機関でございます。 次に10ページをご覧ください。「障がい程度区分審査会」から「介護保険運営協議会」までの8つの附属機関でございます。 11ページをご覧ください。「介護認定審査会」から「企業立地促進審査会」までの6つの附属機関でございます。次に12ページをご覧ください。「就業安定対策協議会」から「都市計画審議会」までの8つの附属機関でございます。次に13ページをご覧ください。「小山栃木都市計画事業 JR 大平下駅前土地区画整理審議会」から「奨学生選考委員会」までの8つの附属機関でございます。次に14ページをご覧ください。「西方中学校校舎建設検討委員会」から「社会教育委員会」までの8つの附属機関でございます。次に15ページをご覧ください。「公民館運営審議会」から「伝統的建造物群保存地区保存審議会」までの9つの附属機関でございます。これら審議会、委員会等については、78の附属機関等となっております。 次に16ページをご覧ください。その他の特別職でございます。調整内容は、岩舟町のその他の特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。栃木市のその他の特別職の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。とさせて頂きました。現況でございます。「地域自治区区長」から「交通指導員」までの6の特別職でございます。次に17ページをご覧ください。「消防団」から「固定資産評価員」までの5つの特別職でございます。次に18ページをご覧ください。「寺尾財産区議会議員」から「戸籍事務専門員」までの7つの特別職でございます。次に19ページをご覧ください。「一般旅券発給事務嘱託員」から「保健委員」までの4つの特別職でございます。次に20ページをご覧ください。「男女共同参画推進指導員」から「トータルサポート専門員」までの8つの特別職でございます。次に21ページをご覧ください。「未就学児ことばの教室指導員」から「ファミリー・サポートセンター・アドバイザー」までの8つの特別職でございます。次に22ページをご覧ください。「保育所嘱託医」から「主任介護支援専門員」までの8つの特別職でございます。次に23ページをご覧ください。「社会福祉士」から「陸砂利採石監視員」までの8つの特別職でございます。次に24ページをご覧ください。
--	--

	い。「小山栃木都市計画事業 JR 大平下駅前土地区画整理評価員」から「学校歯科医」までの 6 つの特別職でございます。次に 25 ページをご覧ください。「学校薬剤師」から「スポーツ推進委員」までの 7 つの特別職でございます。次に、26 ページをご覧ください。「スポーツ推進員」から「文化会館館長」までの 4 つの特別職でございます。こちらについては、71 の特別職となっております。 次に、27 ページから 30 ページには関係法令を、31、32 ページには先進事例を掲載してございますので、後ほどご覧いただければと思います。 以上で、特別職の身分の取扱いについてのご説明を終わります。よろしくお願いします。
鈴木会長	はい。以上が、事務局からの説明でございます。 それでは、只今のことににつきまして、何かありましたらお願いをいたします。 はい。どうぞ、栃木委員。
栃木委員	岩舟町の栃木でございます。 1 つご質問させていただきます。会議資料①、今説明がありました、12 ページ、ブランドの認定審査員のことであります。このことについて、このページを見た時に、少し質問したいなと思いました。それと、これに関して、最後の 60 ページに、また同じようなことが書かれているということについて、あとでまた事務局のほうで説明をお願いしたいと思います。 というのは、岩舟では、ブランド認定委員に民間の企業の代表の方とか、それぞれの立場で活躍している方が、この認定者になって、大変岩舟町のブランドも好評を得ています。合併後、そういった人たちは、どのような立場になられるのかなということが少し心配ですので、栃木市さんと岩舟町さんの、この委員の内容的なものをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。
鈴木会長	はい。事務局。
天海事務局長	まず、12 ページにでておりますのは、栃木市の特別職のことについて書かれておりまして、60 ページに書かれておりますの

	は、組織の形態について書かれているものでございます。まずその違いがございます。中身に関しましては、栃木市のブランド推進協議会でございますが、こちらについてもブランドを認定するという事も含まれておりまして、民間の方がどのくらいいるのか私は把握していないのですが、この60ページの調整内容ですが、合併後に再編するということにしておりますので、岩舟の委員さんを合せまして、そこで再編をされていくというふうに考えております。以上です。
鈴木会長	これについて、もう少し事情の分かる職員は、今日はいないのですか？いますか？
天海事務局長	岩舟町の経済課長さんが、この後の60ページのほうで説明をしたいということによろしいでしょうか？
鈴木会長	はい。それから、これは先だっつの、正副会長・幹事会の折にも話題として出たことでありますから、これは特に、栃木市のブランド推進協議会というのは、まだ立ち上がったばかりなのですね。新生栃木になりまして。だから、その辺のことについても、説明できる人をほしいのですよね。いますね？それは、あとでですね？ では、栃木委員、60ページの時にもう一度出てきますので、この時に合せて説明をするということによろしいですか？それとも、今したほうがいいですか？
栃木委員	せっかく質問したものですから、今のほうが盛り上がっているところで、皆さんも関心があるのかなと思いますので、お願いします。
鈴木会長	はい。では、今ここで逆に60ページのことも含めて説明してもらって。
産業振興部会 大島副部会長	はい。産業振興専門部の岩舟経済課長の大島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 次の60ページのほうでも、同じような関連の事がありますけれども、先にということですので、先に説明をさせていただきます。なお、補足で栃木市のほうについては、栃木市の石川君のほ

	うからさせていただきます。 まず、「栃木市ブランド推進協議会」と「いわふねブランド認定審査会」でございますけれども、先ほど、議長が申し上げたとおり、栃木市のブランド推進協議会については、今年から施行されました。岩舟町のブランド認定審査会については、平成19年度でございましたか、それから運営しておりますので、どちらも地域の資源や特性を生かしました、特産品、農産物、観光資源など、地名度を向上させ、産業の振興や地域の活性化を図るものでございます。そのための、ブランドを認定するにあたって、岩舟町では、ブランド認定審査会委員の選任にあたりまして、一般企業等で培いました豊富な知識と、流通経路や食品開発のアドバイザー等、経験豊富な方も含まれております。これから、新市におきまして、ブランド品や推奨品を広域的に情報発信していくためにも、貴重な知識や意見を、引き続き活用していけますように、今後において調整しまして、身分についた調整をいたしまして、諮問機関についても、この後お話が出ますけれども、合併後にですね再編をしていくというふうなことで調整をしているわけでございます。 では、少し補足で栃木市のことについて申し上げます。
商工観光分科会 石川分科会長	はい。栃木市商工観光課の石川です。よろしくお願いします。 栃木市のブランド推進協議会の委員ですけれども、これにつきましては、市内各地域の観光協会の方、それと商工会議所及び市内の商工会の方、それと下野農協、上都賀農協の方、それから、栃木市農産物ブランド検討会の方、それから、鉄道事業者、これは東武と JR がございます。栃木市観光ボランティア協会の方、それから道の駅が2つございますので、道の駅みかも、道の駅にしかたの方、栃木市の職員、最後に、会長が必要と認める者ということで、これらのメンバーでもって、組織しております。
産業振興部会 大島副部会長	岩舟町のブランド審査委員の名簿につきましては、栃木よつ葉生協 生活協同組合の理事長さん、株式会社栃木リビング新聞社 執行役員の方、財団法人栃木県農業公社 ふるさととちぎ21 活性化塾のアドバイザーの方、佐野のイオン株式会社佐野新都市、現在は異動しておりますが総合職の副店長の方、岩舟町に在住でございます。株式会社とりせんのチーフバイヤーの方、岩舟町職員、岩舟町議会議員1名ずつでございます。以上でございます。

鈴木会長	はい。協議会の事務局で何か補足は？いいですか？ では、栃木委員、とりあえず、そういう説明でありました。
栃木委員	ありがとうございました。 ぜひ、いい調整をしていただきたいと思います。以上です。
鈴木会長	はい。後でこれは、また申し上げると思いますが、60ページのほうの、「栃木市の例により合併後に再編」とありますのは、再編とは、すなわち、もう一度考えるということです。例えば、岩舟町さん側の今の、とりわけ、なるほどと思うのは、民間の大規模スーパーの方ですとかね、そういう方が入っておられるというのは、栃木市側にはそういう方はいませんから、そういう方も、合併後の栃木市において、市長が選ぶことができるという規程もありますので、その中に、考えて入っていただくとか、そういうことを合併後に考えますという意味でございますので、ご理解をいただければというふうに思います。 では、このことにつきましては、このくらいとさせていただきます。他にございましたらお願いします。 他はよろしいでしょうか？ ——— 質疑応答 なし ———
鈴木会長	はい。では、無いようですので、質疑についてはこのくらいとさせていただきます。 では、今申し上げたことも含めて、お諮りをさせていただきます。合併協定項目11の特別職の身分の取扱いにつきましては、事務局提案のとおり、ご承認をいただけます方、拍手にてよろしく願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手 あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。 それでは、原案のとおり 承認をさせていただきます。 では続きまして、協議第7号－2 合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて 事務局より説明願います。

鈴木 T L	協議第 7 号－ 2 合併協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いについて はい。 3 3 ページをご覧ください。「協議第 7 号－ 2 合併協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。一部事務組合等につきましては、複数の市町が共同で事務を処理することなどを目的に設置されているものでございます。 3 4 ページをご覧ください。関係項目 1 栃木県市町村総合事務組合でございます。1 4 市 1 2 町 1 7 の一部事務組合で構成されております。共同処理をしている事務としまして、災害に係る損害補償、消防団員に対する退職報償金の支給、市町等の常勤の職員に対する退職手当の支給、市町の議会議員に対する公務災害補償などがございます。調整の方針でございますが、岩舟町は、合併の前日をもって栃木県市町村事務組合から脱退する。とさせて頂きました。 次に 3 5 ページをご覧ください。関係項目 2 栃木県後期高齢者医療広域連合でございます。老人保健に代わり、平成 2 0 年 4 月から始まりました後期高齢者医療制度を運営するため、栃木県を区域とし、1 4 市 1 2 町で構成されております。広域連合で処理している事務でございますが、被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の賦課、保健事業などがございます。調整の方針でございますが、岩舟町は、合併の前日をもって栃木県後期高齢者医療広域連合から脱退する。とさせて頂きました。 次に 3 6 ページをご覧ください。関係項目 3 栃木県南公設地方卸売市場事務組合でございます。3 市 3 町で構成されており、生鮮食料品等を地域住民に安定的に供給するために運営されております。負担金などは記載のとおりでございます。調整の方針でございますが、岩舟町は、合併の前日をもって栃木県南公設地方卸売市場事務組合から脱退する。とさせて頂きました。 次に、3 7 ページをご覧ください。誠に申し訳ありませんが、ここで一部訂正がございます。現況欄の一番下の段、議長等の段の一番右端の岩舟町議会議長と表記がございますが、岩舟町議会副議長の誤りでございます。副議長にご訂正をお願いいたします。誠に申し訳ありません。説明に戻らせて頂きます。関係項目 4 佐野地区衛生施設組合でございます。佐野市、栃木市、岩舟町とで構成されており、共同処理している事務としましては、し尿処理施設と斎場の設置及び管理運営でございます。各市町の経費負
--------	--

	担割合などは資料のとおりでございます。調整の方針は、岩舟町は合併の前日をもって佐野地区衛生施設組合から脱退する。とさせて頂きました。岩舟町は自治体の消滅により組合からは脱退することとなりますが、現栃木市は加入しておりますので、合併後も藤岡地域と同様の取扱いとなります。 次に、３８ページをご覧ください。関係項目５ 下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会でございます。３市３町で構成されており、共同処理している事務でございますが、社会教育法に基づき行う、視聴覚ライブラリーの運営、管理などがございます。教材・機材、講習会などは記載のとおりでございます。調整の方針につきましては、岩舟町は、合併の前日をもって下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会から脱退する。とさせて頂きました。 ３９ページから４２ページには関係法令を、４３ページには先進事例を掲載しておりますので後ほどご確認いただければと思います。 以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	以上が、事務局からの説明でございます。 それでは、只今の説明に対しまして、何かございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか？ ——— 質疑応答 なし ———
鈴木会長	はい。それでは、無いようでございますので、質疑を閉じさせていただきます。 お諮りをいたします。協議第７号－２ 合併協定項目１４ 一部事務組合等の取扱いにつきましては、事務局提案のとおり、ご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手 あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。ご承認をいただきましたので、原案のとおり処理をさせていただきます。 では続きまして、協議第４９号 合併協定項目２４ 諮問機関の取扱いについて 事務局から説明を願います。 協議第４９号

鈴木 T L	合併協定項目 2 4 諮問機関の取扱いについて はい。4 4 ページをご覧ください。 「協議第 4 9 号 合併協定項目 2 4 諮問機関の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。調整の方針でございますが、1 諮問機関の取扱いについては、原則として栃木市の諮問機関に統合する。ただし、地域固有の審議事項等に係る諮問機関については、それぞれの設置目的や実態などを考慮し調整するものとする。2 諮問機関の委員構成については、新市において広く市民の意見を市政に反映できるよう、岩舟町の地域性に配慮した適切な措置を講じる。とさせて頂きました。 諮問機関とは、地方自治法の規定により、法律又は条例に基づき設置されます調停・審査・諮問又は調査を目的とする附属機関と、要綱等に基づき設置されます懇話会・委員会などの附属機関に準じ、行政に対する助言等を行う私的諮問機関を総称したものでございます。 諮問機関につきましては、「合併時に統合するもの」「現行のとおりとするもの」「合併後に再編するもの」の 3 つに区分させて頂きました。 4 5 ページをご覧ください。まず、1. 栃木市の例により合併時に統合するもの でございます。「栃木市地域自治区地域協議会」から「とちぎ市民活動推進センター運営委員会」までの 3 つの諮問機関でございます。次に 4 6 ページをご覧ください。「表彰審査委員会」から「住居表示審議会」までの 4 つの付属機関でございます。次に 4 7 ページをご覧ください。「指定管理者選定委員会」から「国民保護協議会」までの 5 つの諮問機関でございます。次に 4 8 ページをご覧ください。「賞じゅつ金等審査委員会」から「消防職員安全衛生管理委員会」までの 5 つの諮問機関でございます。 次に 4 9 ページをご覧ください。「入札適正化委員会」から「勤労青少年ホーム運営委員会」までの 4 つの諮問機関でございます。 5 0 ページをご覧ください。「青少年問題協議会」から「働く婦人の家運営委員会」までの 4 つの諮問機関でございます。 次に 5 1 ページをご覧ください。「男女共同参画審議会」から「要保護児童対策地域協議会」までの 5 つの諮問機関でございます。 次に 5 2 ページでございます。「特別支援保育審査会」から「介
--------	---

	護認定審査会」までの4つの諮問機関でございます。 次に53ページをご覧ください。「老人ホーム入所判定委員会」から「予防接種委員会」までの4つの諮問機関でございます。 54ページをご覧ください。「健康づくり推進協議会」から「企業立地促進審査会」までの7つの附属機関でございます。 次に55ページをご覧ください。「農業経営改善計画審査会」から「農業振興地域整備促進協議会」までの3つの附属機関でございます。 次に56ページをご覧ください。「緑の基本計画推進会議」から「公共下水道使用料等審議会」までの6つの諮問機関でございます。 次に57ページをご覧ください。「小中学校学区審議会」から「学校給食共同調理場運営協議会」までの5つの諮問機関でございます。 次に58ページをご覧ください。「スポーツ推進審議会」から「栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会」までの9つの諮問機関でございます。 以上69の諮問機関、こちらは栃木市の例により合併時に統合するとさせて頂きました。 次に59ページをご覧ください。2. 現行のとおりとするものでございます。「栃木地域まちづくり検討委員会」から次のページに移りまして「図書館協議会」までの6つの諮問機関でございます。こちらが、現行のとおりとするものでございます。 最後に、3. 合併後に再編するもの こちらにつきましては、「栃木市ブランド推進協議会」「名誉市民選考委員会」の2つでございます。 以上で、ご説明を終わります。
鈴木会長	はい。以上が、事務局からの説明でございます。 それでは、只今の説明につきまして、何かありましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか？ ——— 質疑応答 なし ———
鈴木会長	はい。それでは、ご質問等無いようですので、ここでお諮りをさせていただきます。 協議第49号 合併協定項目24 諮問機関の取扱いにつき

鈴木会長	ましては、原案のとおりご承認をいただけます方、拍手にてお願いいたします。 ——— 出席委員より拍手 あり ——— はい。ありがとうございます。 それでは、原案のとおりとさせていただきます。 では、続けます。協議第５０号 合併協定項目２５－９ 保健衛生事業について 事務局から説明を願います。
深津ＴＬ	協議第５０号 合併協定項目２５－９ 保健衛生事業について はい。事務調整班の深津と申します。よろしくお願いします。 それでは、会議資料の②をご用意いただきまして、１ページをご覧ください。協議第５０号「合併協定項目２５－９ 保健衛生事業について」、協議を求める。というものでございます。調整方針は、「１ 予防接種については、栃木市の例により合併時に統合する。」「２ 各種健（検）診については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 ２ページをご覧ください。「関係項目１ 予防接種」でございます。両市町とも、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、重症化の防止を図るため、各種の予防接種を実施しております。現況でございます。はじめに、個別予防接種でございますが、①の（６）小児インフルエンザの予防接種につきましては、栃木市のみ実施しております。また、３ページの⑦市町外の医療機関において予防接種を受けた方に支給する扶助費等に差異がございます。 次に、４ページをご覧ください。高齢者インフルエンザ予防接種につきましては、③の実施期間、⑦の扶助費の請求期間、支給額に差異がございます。 次に、５ページをご覧ください。法定外予防接種につきましては、①の（４）日本脳炎未接種者の救済範囲が、栃木市の方が広がっております。次に、東日本大震災の被災者に係る任意予防接種につきましては、栃木市のみ実施しており、接種費用を助成しております。これら予防接種につきましては、それぞれ両市町で差異がございますので、調整方針につきましては、「栃木市の例により合併時に統合する。」と、いたしました。

鈴木会長	6 ページをご覧ください。「関係項目 2 各種健（検）診」で ございます。両市町とも、健康の維持や疾患の予防、早期発見の ための健康診査や、特定の疾患の発見を目的とした検診を実施し ております。現況でございます。はじめに、各種がん検診につ きましては、①の前立腺がんの対象年齢、⑥の自己負担額、無料対 象者及び減免対象者の内容に差異がございます。 次に、7 ページをご覧ください。女性がん検診でございますが、 栃木市では①の子宮がん検診の個別検診を実施しております。ま た、②の集団検診では、対象者、自己負担額等内容に両市町で差 異がございます。 次に、8 ページをご覧ください。がん検診推進事業につ きましては、栃木市では大腸がんの集団検診を、また、その他の検診に つきましては集団及び個別の検診を実施しております。岩舟町で は大腸がんの検診は実施しておらず、その他の検診につ きましては集団検診のみの実施と差異がございます。次に、健康増進法に 基づく健康診査につ きましては、②の実施方法で、栃木市が集団 と個別の検診を実施しているのに対し、岩舟町では集団検診のみ となっております。また、⑥の自己負担額に差異がございます。 次に、9 ページをご覧ください。ヤング健診につ きましては、⑥の自己負担額、また無料対象者及び減免対象者の内容に差異が ございます。次に、肝炎ウイルス検診につ きましては、①の対象 者、⑤の自己負担額等、実施内容に差異がございます。 次に、10 ページをご覧ください。骨粗しょう症検診につ きましては、①の対象者では、栃木市では男性も検診が受けられるよ うになっております。また、⑥の自己負担額等に差異がございま す。次に、歯周疾患検診につ きましては、①の対象者、⑥の自己 負担額、減免対象者に差異がござい ます。最後に、結核検診につ きましては、両市町でほぼ同様の検診を実施しております。 これらの各種健（検）診の調整方針につ きましては、「栃木市 の例により合併時に統合する。」と、いたしました。 以上で、説明を終わります。 はい。以上が事務局からの説明でございます。それでは、何か ありましたらお願いをいたします。 よろしいでしょうか？ ——— 質疑応答 なし ———
------	---

鈴木会長	はい。それでは、質疑を打ち切らせていただきます。 お諮りをいたします。協議第５０号 合併協定項目２５－９ 保健衛生事業につきましては、原案のとおり ご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手 あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。それでは、原案のとおりとさせていただきます。 続きまして、協議第５１号 合併協定項目２５－１２ 児童福祉事業について 説明を願います。
深津ＴＬ	協議第５１号 合併協定項目２５－１２ 児童福祉事業について はい。会議資料の１１ページをご覧ください。 協議第５１号「合併協定項目２５－１２ 児童福祉事業について」、協議を求める。というものでございます。調整方針につきましては、関係項目ごとに説明させていただきます。 １３ページをご覧ください。「関係項目１ 婦人保護事業・婦人相談業務」でございます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、要保護女子及び暴力被害女性の早期発見のため相談、指導、援助等を、また、各種の問題に悩む女性の相談業務を行うものです。栃木市では、婦人相談員を配置し、これらの相談等の業務に対応しております。岩舟町では、職員が対応し、下都賀福祉事務所と連携して行っているところです。このようなことから、迅速な対応が可能となるため、調整方針につきましては、「婦人保護事業・婦人相談業務については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 １４ページをご覧ください。「関係項目２ 家庭児童相談室」でございます。家庭における適正な児童養育、家庭児童福祉の向上を図るため、相談業務を行うものです。栃木市では、家庭相談員を配置し、家庭福祉に関する相談業務を行っております。岩舟町では、職員が下都賀福祉事務所と連携し、対応しているところです。このようなことから、調整方針につきましては、「家庭児童相談室については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。

	15 ページをご覧ください。「関係項目3 母子自立支援」で ございます。栃木市では、母子及び寡婦福祉法に基づく母子自立 支援員を配置し、相談業務、自立に必要な情報提供及び指導や就 労に関する支援など、総合的な母子家庭等の自立支援対策を推進 しています。岩舟町では、相談等があった場合、職員が下都賀福 祉事務所と連携し、対応しているところです。このようなことから、 調整方針につきましては、「母子自立支援については、栃木 市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 16 ページをご覧ください。「関係項目4 遺児手当」でござ います。両市町とも、父母の一方又は両方が死亡した義務教育修 了前の児童について、養育している方に手当を支給しております が、受給資格者の要件に差異がございますので、調整方針につき ましては、「遺児手当については、栃木市の例により合併時に統 合する。」と、させて頂きました。 17 ページをご覧ください。「関係項目5 ファミリー・サポ ート・センター事業」でございます。栃木市では、市内に居住ま たは勤務する方を対象に、育児の援助を受けたい方と、その援助 を行える方にそれぞれ会員となって頂き、ファミリーサポートセ ンターが会員の相互援助を仲介することで子育ての支援を図っ ております。 岩舟町にはこの制度がないことから、調整方針につきまして は、「ファミリー・サポート・センター事業については、栃木市 の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 18 ページをご覧ください。「関係項目6 地域子育て支援セ ンター事業」でございます。両市町とも、地域における子育てを 支援する基盤の形成を図るため、子育て支援センターを設置し、 子育てに関する相談、助言その他援助活動の実施により子育て家 庭に対する育児支援を行っております。調整方針につきまして は、「地域子育て支援センターについては、栃木市の例により合 併時に統合する。」と、させて頂きました。 20 ページをご覧ください。「関係項目7 学童保育事業」で ございます。両市町とも、保護者の労働等により昼間家庭にいな い小学生を放課後及び夏休みなどの長期休暇時に預かり、適切な 遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っております が、対象児童、保育料等運営内容に差異がございますので、調整 方針につきましては、「学童保育事業については、栃木市の例に より合併時に統合する。」と、させて頂きました。
--	---

	２２ページをご覧ください。「関係項目８ 児童館事業」でございます。栃木市では、児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として、６つの児童館を設置し、児童の健全な育成を図っております。岩舟町では設置がございませんので、調整方針につきましては、「児童館事業については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 ２４ページをご覧ください。「関係項目９ 赤ちゃん誕生祝金」でございます。両市町とも、児童の健やかな成長を願うとともに、子育て支援として祝金を支給しております。栃木市では、第２子が１万円、第３子以降は２万円を、岩舟町では第３子以降で５万円を支給しており、支給金額等に差異がございますので、調整方針につきましては、「赤ちゃん誕生祝金については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 ２５ページをご覧ください。「関係項目１０ 認可外保育施設事業」でございます。認可外保育施設につきましては、児童福祉法に基づき、栃木県知事は必要と認める事項の報告を求め、その施設の設備若しくは運営について調査を行うことができる、とされております。 栃木市では、栃木県知事の権限に属する事務の移譲により、市内認可外保育施設に対して、適正な保育が実施されるよう指導監督を行っているところです。岩舟町では移譲はされておられませんので、調整方針につきましては、「認可外保育施設事業については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。以上が事務局からの説明でございます。それでは、何かありましたらお願いをいたします。 よろしいでしょうか？ ——— 質疑応答 なし ———
鈴木会長	はい。それでは、質疑を打ち切らせていただきます。 協議第５１号 合併協定項目２５－１２ 児童福祉事業について 原案のとおり ご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。

	ます。両市町とも保育料は月額とし、首長が認定する階層区分に応じ、保育料月額表に定める額を徴収しております。 31 ページをご覧ください。保育料一覧でございます。保育料の徴収金基準額は、保育を受ける児童の年齢区分と世帯の階層区分によって定めております。年齢区分につきましては、両市町とも、3歳未満児、3歳児、4歳児以上の3つの区分に分けております。また、階層区分につきましては、栃木市では9区分、岩舟町では7区分と差異がございます。これらによって定められた徴収金基準額では、各年齢区分の第1階層と第2階層の母子世帯等で、両市町とも無料となっておりますが、その他の各年齢、階層区分では差異がございます。 29 ページにお戻りください。次に、保育料の減免につきましては、両市町とも、保育にかかる負担を軽減するため、同一世帯から2人以上同時入所している場合や、ひとり親世帯等に減免の措置を講じております。また、次のページをご覧ください。3人以上の児童を育てている世帯の、第三子以降の児童の保育料の減免措置につきましては、栃木市では、就学前までとなっておりますが、岩舟町では3歳未満の児童と差異がございます。このようなことから、調整方針につきましては、「栃木市の例により合併時に統合する。」と、いたしました。 以上で、説明を終わります。
鈴木会長	はい。以上が、事務局の説明であります。では、何かありましたらお願いをいたします。 はい。富田委員、どうぞ。
富田委員	岩舟町の富田でございます。 保育料について、お伺いをしたいと思います。全体的に見ますと、栃木市は細かく区分しております。そして、その人の所得の能力に応じて、保育料が定めてあるわけであります。岩舟町も当然、そのように基づいてやっているわけではありますけれども、区分が少ないがために、その差異が非常に大きくなっている部分がございます。こういった点で、特に岩舟町が栃木に基づいて行う場合、大きな保育料の変化が生じる人たちが出るわけです。これらの実態が、岩舟町ではどうなっているのかということを、まず1点お伺いすると同時に、合併時に統合するわけですから、すぐ保育料に影響してくるわけです。そのための周知徹底をどうす

鈴木会長	るのか。この２点についてお伺いしたいと思います。
児童福祉分科会 安塚副分科会長	はい。最初のご質問は、岩舟町ではどうなっているのか、ということですが、説明は？では、この点からお願いします。 岩舟町保健児童課の安塚と申します。よろしくお願いします。 あくまでも、参考の数値となりますが、平成２４年３月末現在でございますが、岩舟町の町立と民間の保育園の入所児童数が１９３人いるわけですが、その内、栃木市さんの９階層に置き換えた場合に、上がる方が１１人、全体の６パーセントという形で数値的にはなっております。以上です。
鈴木会長	はい。それでは、もう１点。合併後、保育料が変わることについての周知は、どのように考えているのか、ということですが。はい。お願いします。
児童福祉分科会 安塚副分科会長	はい。合併までに、保育料について、保護者への周知を図っていきたいと思いますが、広報やホームページ等を通じて周知を図っていきたいと思っております。
鈴木会長	それは、合併前から周知を図るということでいいですか？
児童福祉分科会 安塚副分科会長	はい。
鈴木会長	はい。ということだそうです。
富田委員	はい。わかりました。お願いします。
鈴木会長	では、それ以外に何かありましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか？
鈴木会長	——— 質疑応答 なし ———
	はい。では、無いようでございますので、質疑を閉じさせていただきます。 お諮りをいたします。協議第５２号 合併協定項目２５－１３ 保育事業につきましては、原案のとおり ご承認いただけます

鈴木会長	方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手 あり ——— はい。ありがとうございます。それでは、原案のとおりとさせていただきます。 では続きまして、協議第５３号 合併協定項目２５－２４ 市町立学校の通学区域、学校名について 事務局から説明をお願いします。 協議第５３号 合併協定項目２５－２４ 市町立学校の通学区域、学校名について
深津ＴＬ	はい。会議資料の３２ページをご覧ください。協議第５３号「合併協定項目２５－２４ 市町立学校の通学区域、学校名について」、協議を求める。というものでございます。調整方針は、「１通学区域については、現行のとおり新市において継続する。」「２学校名については、現行のとおり新市において継続する。」と、させて頂きました。 ３３ページをご覧ください。「関係項目１ 通学区域」でございます。通学区域につきましては、３３ページから３７ページまでの現況欄に記載しましたとおり、両市町とも規則により、それぞれの小、中学校ごとに定められております。具体的な調整内容としましては、児童、生徒の利便性や安全性を考慮し、「原則現行の区域とする。」と、いたしました。 ３８ページをご覧ください。「関係項目２ 学校名」でございます。現在栃木市では、２７の小学校、１３の中学校、１つの幼稚園が、また、岩舟町では、４つの小学校、１つの中学校があり、それぞれの学校名につきましては、両市町とも条例により定められております。調整方針につきましては、重複する名称はないことから、「現行のとおりとする。ただし、岩舟町立を栃木市立とする。」と、いたしました。以上で、説明を終わります。
鈴木会長	はい。以上が、事務局の説明でございます。何かありましたら、お願いをいたします。 ——— 質疑応答 なし ———

鈴木会長	これはよろしいでしょうか？今まで通りということでございます。 それでは、お諮りをさせていただきます。協議第５３号 合併協定項目２５－２４ 市町立学校の通学区域、学校名につきまして、原案のとおり ご承認いただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——— 出席委員より拍手 あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。では、原案のとおりとさせていただきます。 続きまして、協議第５４号 合併協定項目２５－２５ 学校教育事業について 事務局から説明を願います。 協議第５４号 合併協定項目２５－２５ 学校教育事業について
深津ＴＬ	はい。会議資料の３９ページをご覧ください。協議第５４号「合併協定項目２５－２５ 学校教育事業について」、協議を求める。というものでございます。 ４１ページをご覧ください。「関係項目１ 奨学金制度」でございます。調整方針につきましては、「奨学金制度については、次のとおりとする。（１）奨学金貸付事業は、栃木市の例により、合併時に統合する。（２）入学資金融資事業は、栃木市の例により、合併時に統合する。（３）入学資金融資利子補給補助金は、栃木市の例により、合併時に統合する。」と、させて頂きました。はじめに、奨学金貸付事業につきましては、教育の機会均等を図り、広く人材を育成し、教育の伸展を期することを目的として、経済的理由により修学が困難な方に対して、学資の貸付を行うものです。 次に、４２ページをご覧ください。入学資金融資につきましては、私立高等学校等に入学するに当たり、入学金、施設設備費等の入学時に学校へ納入する資金の調達を必要とする方に対して、資金融資のあっせんを行うものです。次に、入学資金融資利子補給補助金につきましては、入学資金の貸付に伴う利子負担の軽減を図るため、融資を受けた資金の利子のうち２％に相当する額を、借受人に補助するものです。これら３つの事業につきまして

	は、すべて栃木市のみで実施しているもので、岩舟町では行っておりません。このようなことから、調整方針につきましては、「栃木市の例により合併時に統合する。」と、いたしました。 ４３ページをご覧ください。「関係項目２ 外国語指導助手派遣事業」でございます。両市町とも、外国語指導助手を配置し、それぞれの小、中学校において、教科担任のもと言語活動における児童生徒に対する指導の補助等を行うことにより、児童、生徒の外国語教育の充実を図っております。事業内容としましては、ほぼ同様でございますが、外国語指導助手の雇用形態に差異がございますので、調整方針につきましては、「外国語指導助手については、栃木市の例により合併時までに統合する。」と、させて頂きました。 ４４ページをご覧ください。「関係項目３ 特別支援教育」でございます。学校生活等において支援を必要とする児童、生徒に対して生活や学習等の教育的支援を行うものです。両市町とも名称は異なりますが、支援員を配置し、これらに対応しているところですが、勤務条件等に差異がございますので、調整方針につきましては、「特別支援教育については、栃木市の例により合併時までに統合する。」と、させて頂きました。 ４５ページをご覧ください。「関係項目４ 学校給食」でございます。栃木市では、学校に併設された調理場で調理を行う親子方式１１施設と給食センター方式３施設により、学校給食を提供しておりますが、岩舟町では単独校方式と差異がございます。また、給食費の金額に差異がございます。このようなことから調整方針につきましては、「学校給食については、栃木市の例により、合併時に統合する。」と、させて頂きました。ただし、「方式については、合併後に再編する。」と、いたしました。 ４６ページをご覧ください。「関係項目５ スクールバスの運行に関すること」でございます。両市町とも、遠距離通学支援の一環として小、中学校の登下校時等にスクールバスを運行しております。調整方針につきましては、登下校時の児童、生徒の安全確保の観点からも、「スクールバスの運行については、現行の通り新市において継続する。」と、させて頂きました。 ４７ページをご覧ください。「関係項目６ 臨海自然教室」でございます。両市町とも、海の自然や海に係る産業・文化などに触れる機会を提供し、自然への理解を深めることを目的として、とちぎ海浜自然の家において体験型学習を実施しております。個
--	--

鈴木会長	人負担金に差異がございますが、調整方針につきましては、「臨海自然教室については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 ４８ページをご覧ください。「関係項目７ 要保護・準要保護児童生徒の就学援助に関すること」でございます。経済的な理由により児童、生徒の就学が困難な保護者の方に、負担を軽減するために必要な援助を行い義務教育を円滑に実施する制度です。両市町とも、学用品費、医療費及び学校給食費等の援助を行っておりますが、準要保護児童生徒の認定基準に差異がございますので、調整方針につきましては、「要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、栃木市の例により合併時に統合する。」と、させて頂きました。 以上で説明を終わります。 はい。以上が、事務局の説明でございます。何かありましたらお願いをいたします。 ——— 質疑応答 なし ———
鈴木会長	はい。よろしいでしょうか？ お諮りをいたします。 合併協定項目２５－２５ 学校教育事業について 原案のとおり ご承認をいただけます方、拍手にてお願いします。 ——— 出席委員より拍手 あり ———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。では、原案のとおりとさせていただきます。 以上で、会議資料②を使うものまでが終了いたしました。ここで、暫時休憩をとらせていただきたいというふうに思います。こちらの時計で、２５分までとさせていただきます。よろしくお願いいたします。 ——— 休憩 ———
鈴木会長	それでは、時間になりましたので、再開をさせていただきます。協議第６号 継続協議－２ であります。合併協定項目２６

糸井 T L	合併市町村基本計画についてであります。事務局から説明を願います。 協議第 6 号（継続協議－ 2 ） 合併協定項目 2 6 合併市町村基本計画について はい。総務計画班の糸井です。合併市町村基本計画（素案）をご説明いたします。要点を絞って説明させていただきますが、ボリュームがありますことから説明時間が長くなることをご了承いただきたいと思います。 それでは、会議資料②の 4 9 ページをご覧ください。協議第 6 号（継続協議－ 2 ）合併協定項目 2 6 合併市町村基本計画（素案）について 別冊のとおり 協議を求めるものであります。 お手元にあります、栃木市・岩舟町新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）（素案）をご覧ください。この新市まちづくり計画につきましては、4 月に行いました住民アンケートをもとに、「栃木市・西方町新市まちづくり計画」を踏襲しつつ、今年度中に策定される「栃木市総合計画」の内容及び岩舟町の「第 5 次振興計画」の内容から今回の合併に伴い必要となる事項を加味し、新たに「栃木市・岩舟町新市まちづくり計画」を作成しております。 それでは、表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。 第 1 章から第 8 章までの構成となっております。1 ページをご覧ください。「第 1 章 序論」でございます。前文で、栃木市と岩舟町の昔からの深い結びつきがあったことなどを記載しております。1 ページから 4 ページまでは、合併の必要性や効果、計画策定の方針などを記載しております。 3 ページをご覧ください。「2 合併の効果」では、「（ 1 ）の新たなまちづくりの展開」から、「（ 4 ）行財政の効率化」までの 4 項目でまとめております。 次に、5 ページをご覧ください。5 両市町に関係する既存計画 でございます。本計画を中心として、両市町の総合計画との関係、新市の総合計画との関係について記載しております。計画策定までのイメージ図のとおり、本計画が策定され、その後、新市としての新たな総合計画の改訂版が策定されることになります。 次に、6 ページをご覧ください。「第 2 章 新市の姿」でございます。2 5 ページまでは、新市の地理的な特性、歴史、まちの沿
---------------	--

	革、各種統計調査における数値など新市の現況と 人口推計等について記載しております。現況の部分は後ほどご確認いただくこととし、要点のみをご説明させていただきます。 8 ページをご覧ください。「(3) 歴史」につきましては、両市町共通の歴史、さらには、地域全体としての歴史を記載しております。 次に、10 ページから14 ページまでは、「2 新市の基本指標」でございます。こちらは、新市の人口や土地利用の状況について記載しております。 次に、15 ページから18 ページまでは、「3 産業」でございます。こちらについては、新市の商業・工業・農業などの産業指標について、その傾向を記載しております。 19 ページをご覧ください。両市町の「観光資源・地域資源イラストマップ」でございます。こちらに掲載しましたのは、両市町の住民が互いの良い点を知ることによって相互理解を進めるとともに、新市においても、活かすべき地域資源に対する共通認識を持っていただくためでございます。また、各地域とも 様々な地域資源を有しておりますが、計画において全ての資源を単語として文章で記載することは困難でありますので、特徴的なものが一目でわかる、マップとしてまとめております。 次に、22 ページをご覧ください。「5 新市の主要指標と県内における位置づけ」では、新市の人口は、宇都宮、小山に次いで、第3位になることや、商業・工業・観光分野でも、県内の順位が上がっていることを記載しています。 次に、23 ページから25 ページをご覧ください。「6 新市の将来指標（人口・世帯数の見通し）」でございます。こちらには、新市の将来人口、世帯数、就業人口を記載しております。国立社会保障・人口問題研究所の予測値などでは日本全体が人口減少の傾向にありますので、新市においてもその傾向は続くものと予測されます。新市のまちづくりにおいては、そうした状況下において、人口の定住促進などを図るとともに、適切な行財政運営に努める必要があると考えられます。 次に、26 ページから29 ページをご覧ください。「第3章 住民の意向」でございます。4月に実施しました住民アンケートの結果を記載しております。 続きまして、30 ページをご覧ください。「第4章 新市の基本方針」でございます。こちらの章では、新市がまちづくりを推
--	--

進していくための基本姿勢、将来都市像、まちづくりの基本方針など、新市のまちづくりの根幹となる考え方を整理しております。「1 まちづくりの基本姿勢」でございます。「地域の力を活かすまちづくり」、「自律により自立できるまちづくり」、「持続可能な自治体づくり」の3つの基本姿勢を、まちづくり全般に亘る普遍的な考え方として、新市を運営していくとしております。

1つ目の「地域の力を活かすまちづくり」についてですが、両市町ともそれぞれに魅力ある特性を活かしたまちづくりを進めてきましたが、新市においても、それらの魅力をさらに磨き上げるとともに、地域ごとのまちづくりを支援していく仕組みを構築していくものでございます。

2つ目の「自律により自立できるまちづくり」についてですが、新市がひとつの新たなまちとして、他の自治体に負けない総合力を身につけていくために、地域相互に認め合いながら、自らを律し、まちづくりに取り組む必要があることを記載しております。

3つ目の「持続可能な自治体づくり」についてですが、厳しい社会情勢の中でも、16万都市としての総合力を発揮した観光振興、企業誘致などによる税収確保に合わせ、行財政の効率化を進めるほか、市民と行政が一体となって新市をつくる協働の仕組みを整え、「持続可能な自治体づくり」を目指すことを記載しております。

次に、31ページをご覧ください。「2 将来都市像」でございます。「自然 歴史 文化が息づき みんなが笑顔のあったか栃木市」でございます。新市の将来やまちづくりのイメージを表したものとなっています。両市町の個性と魅力あふれる“自然”“歴史”“文化”が息づく「しっとりしたまち」に、人々が集い、慈しみ、支えあい、そして、活力ある行動的な「アクティブなまち」となることで、皆が住んで良かったと笑顔で暮らせる“あたたかい”都市を目指していく、という考え方を示したものとなっております。

次に、32ページをご覧ください。「3 まちづくりの基本方針」では、新市が行う施策などを7つの方針として整理し、それに伴うそれぞれの「施策展開の方向性」を記載しております。「(1) かけがえのない自然に優しいまち」から「(7) 共に考え共に築き上げるまち」となっております。なお、これにつきましては、後程「第5章 新市の施策」において詳しくご説明いたします。

	続きまして、３５ページをご覧ください。「４ 新市の都市構造の基本方針」では、調和のとれた発展と地域の特性を最大限に活用したまちづくりを行うことができるよう、拠点、エリア、ゾーンを設定するとともに、それらを繋ぐ軸の考え方について記載しております。 ３５ページから３７ページまでが、それぞれの拠点等を文章で示しており、３８ページにはイメージ図化したものを記載していますので、３８ページをご覧くださいながら、説明をお聞き取りください。右下に凡例がありますので、順にご説明いたします。始めにゾーンの形成が４つございます。黄色の部分、都市的利用ゾーンでは、生活道路等の整備などにより居住環境を高めるとともに、その特性を活かし、定住人口の増加などを図ります。紫色の部分、産業集積ゾーンは、産業団地、工業団地等であり、交通環境の整備とともに、企業の誘致を推進します。薄い緑色の部分、田園・農村的利用ゾーンでは、農業の環境整備とともに、自然と調和した居住地域として、適正な利活用と集落環境の改善に努めます。少し濃い緑色の部分、自然環境利用ゾーンでは、次世代に引き継ぐべき資源として保全に努めるとともに、観光資源として、その特性や景観などを活かし調和のとれた利活用を推進します。 また、主な連携軸につきましては、凡例の上から高速道路、鉄道、国道、県道となっております。次に、拠点の形成が３つございます。赤い点線の丸、複合的都市拠点は、栃木駅南北や市役所を中心としたエリアです。オレンジの点線の丸、地域拠点は、駅周辺や総合支所周辺でございます。地域のまちづくりを推進できるよう行政機能や身近な医療、福祉、学習機能などの充実を図ります。緑の点線の丸、観光交流・レクリエーション拠点は、太平山・太平山南山麓、蔵の街、岩船山、つがの里、渡良瀬遊水地、金崎さくら堤、西方城址、みかも山、２つの道の駅です。各拠点の魅力向上に取り組むとともに、相互の連携を図ります。次に、エリアの形成でございます。青の点線の丸、インターチェンジ周辺活用エリアは、都賀、栃木、佐野藤岡のインター周辺でございます。また、緑の点線の丸は、産業誘導エリアとなっております。 次に、３９ページから４２ページをご覧ください。「５ 新市のまちづくり体制（地域自治制度）」でございます。ここでは、３つのまちづくりの基本姿勢を具現化する新市のまちづくりの基本的な仕組みについて記載しております。
--	--

	すでに、栃木市の大平、藤岡、都賀、西方地域においては地域自治区制度を導入し、地域協議会が設立され、市長からの諮問への回答や新たなまちづくりへの意見書の提出など地域自治の要として活躍しております。合併後の岩舟町の地域にも同様の地域自治区制度を導入することとなります。設置の期間経過後の体制につきましては、「身近な地域のまちづくりを推進するより良い仕組みを構築します。」ということで記載しております。 42ページは、概念図として示したものでございます。次に、43ページをご覧ください。「第5章 新市の施策」でございます。「1 施策の体系」につきましては、「将来都市像」があり、「まちづくりの基本方針」、「施策展開の方向性」という構造となっており、その全てが3つの「まちづくりの基本姿勢」に基づき進められる、ということを示したものです。 次に、44ページをご覧ください。「2 施策の展開」でございます。こちらは、分野別に施策などを整理したものであります。各基本方針につきましては、記載のとおりとなっておりますので、概略のみをご説明させていただきます。また、それぞれの基本方針の最後には、「施策展開の方向性」、「施策分野」及び「主な取組」について整理した一覧を掲載しております。 まず、「基本方針1 かけがえのない自然に優しいまちづくり」につきましては、2つの「施策展開の方向性」がございます。「(1) 豊かな自然環境の保全」については、マイバック運動などを通し循環型社会の形成を目指すことや、太陽光発電システムや電気自動車等の普及促進など新エネルギー対策へ取り組むとしております。「(2) 安全で良好な水資源の確保」につきましては、上下水道施設の整備や、河川等の美化活動の促進など水辺環境の整備保全について記載しております。 次に、46ページをご覧ください。「基本方針2 心地よく暮らせるまちづくり」は、「(1) 暮らしやすい都市の創出」、「(2) 生活環境の充実」、の2つを「施策展開の方向性」としており、具体的には、都市基盤、景観形成、公共交通体系、公園緑地の維持整備、衛生環境などの分野について記載しております。 次に、48ページをご覧ください。「基本方針3 安全安心で快適に暮らせるまちづくり」は、「(1) 危機管理体制の構築」、「(2) 安全・安心な暮らしの確保」の2つを「施策展開の方向性」としており、具体的には、防災・危機管理、消防救急体制、防犯・交通安全対策、消費生活などの分野について記載しており
--	--

	ます。 次に、50ページをご覧ください。「基本方針4 健康で生きがいを持てるまちづくり」は、「(1) 医療体制の充実」、「(2) 総合的な福祉の構築」、「(3) 健康づくりの充実」、の3つを「施策展開の方向性」としており、具体的には、地域医療、救急医療体制、総合的な福祉、子育て環境、障がい者・高齢者等の自立支援、疾病予防対策、市民の健康づくりなどの分野について記載しております。 次に、53ページをご覧ください。「基本方針5 健やかに人を育み学び続けられるまちづくり」は、「(1) 学校教育の充実」、「(2) 生涯学習の充実」、「(3) スポーツの推進」、「(4) 文化の振興」の4つを「施策展開の方向性」としており、具体的には、学力の育成、教育環境、生涯学習環境、スポーツ環境、文化・芸術活動など、いわゆる教育、生涯学習、文化の分野について記載しております。 次に、56ページをご覧ください。「基本方針6 いきいきと働き賑わいのあるまちづくり」は、「(1) 農林業の振興」、「(2) 商工業の振興」、「(3) 観光レクリエーションの振興」、「(4) 雇用の創出」、「(5) 多様な地域間交流の充実」の5つを「施策展開の方向性」としており、具体的には、農林業、商業、工業、各観光拠点、企業誘致、地域内・地域間交流など、いわゆる産業振興分野について記載しております。 次に、60ページをご覧ください。「基本方針7 共に考え共に築きあげるまちづくり」は、「(1) 市民と行政の協働と情報共有化の推進」、「(2) 基本的人権の尊重」、「(3) 行財政運営の充実」の3つを「施策展開の方向性」としており、地域自治や市民活動、市民と行政の関係構築の分野について記載しております。 続きまして、63ページをご覧ください。「第6章 新市における栃木県事業の推進」でございます。「1 栃木県の役割」では、県は、新市と連携し、地域の特性を活かしたまちづくりを総合的に支援するとしています。次に、「2 新市における栃木県事業」のうち、「(1) 交通機能の充実」では、幹線道路の整備や基幹道路の整備促進に取り組むとしています。次に、「(2) 都市機能の充実」では、居住環境の整備促進や、良好な街なみ景観の形成等の支援に努めるものとしています。 次に、64ページをご覧ください。「(3) 医療・福祉の充実」では、県南医療圏連携ネットワークの構築など、医療機関や医師
--	--

会等との連携により、地域医療全体のバランスや住民の利便性を考慮した取扱いに努めるとしています。

最後に、「(4) 産業の振興」では、企業の立地、定着に努めるほか、多くの人が訪れる観光地づくりの促進、農業の経営基盤の充実等に取り組むとしています。

次に、65ページをご覧ください。「第7章 公共施設の統合・整備」でございます。公共施設の統合整備にあたっての基本的な考え方として、市民生活に急激な変化を及ぼさないこと、地域のバランスなどに加え、財政事情や次世代への負担を考慮することとしています。

次の66ページをご覧ください。「第8章 財政計画」でございます。「1 財政計画の作成方法」についてでございますが、この財政計画は、合併年度が平成26年度であることから、平成26年度から平成35年度までの10年間について普通会計ベースで策定したもので、これまでの実績や今後の人口推計の結果を踏まえるとともに、合併に伴う歳出削減の効果、さらには両市町が、今後予定する大規模事業等の特殊要因を加味して推計したものです。

なお、この財政計画は、将来における財政収支の傾向や大まかな目安を予測するためのものですので、今後の経済情勢等の変化に応じて、随時、適切な修正を加えながら、健全な財政運営を行っていくことが必要となります。「2 歳入・歳出の推計の考え方」ですが、これは、推計に際しての、前提条件の考え方を記載したものです。その主なものについて、ご説明いたします。まず、「1 歳入」のうち、「① 地方税」ですが、現行の税制度を基本にして、将来人口の推計結果などを踏まえて算定しました。将来人口は減少すると推計されているため、住民税などで減収が生じ、地方税全体でも次第に減少するものと算定しています。次に、「② 地方交付税」ですが、普通交付税では、合併市町村に対する財政措置として、合併算定替による交付額を含めて推計しています。次に、「③ 国・県支出金」であります。過去の実績に、合併により新たに生じる、岩舟町分の生活保護費分を加味して推計しました。

次のページをご覧ください。「2 歳出」でございます。まず、「① 人件費」ですが、合併に伴う特別職や一般行政職の削減効果を考慮して推計しています。具体的には、市三役や議員を含めた職員人件費等について、平成26年度から平成35年度までの

	10年間で合併による経費削減効果は約10億円と推計しております。次に、「④ 物件費」と「⑥ 補助費等」では、合併に伴う行財政の効率化により、対前年1%の削減をするものと仮定しました。最後に、「⑧ 投資的経費」ですが、事業費の抑制に努めつつも、小中学校の耐震化工事等、今後、予定する大規模工事などの特殊要因を加味して推計しました。このような前提条件を基に推計し、集計したものが、次の68ページの表でございます。「歳入」及び「歳出」の状況については、それぞれ表に記載のとおりですが、一番下の「収支差引」欄をご覧くださいますと、最終の平成35年度では約8億円の黒字が生じるものと見込んでおります。なお、こちらの財政計画（推計）につきましては、現在、県と細部についての協議中でございます。今後、数値について、若干の変更がある場合がありますことをご了承ください。 以上で基本計画の説明を終わりますが、本日の会議で本案をご承認いただきましたら、素案を基に概要版を作成しまして、10月の住民説明会において計画の概要を説明することになります。その後、11月から12月にかけて栃木県との事前協議に入らせていただき、1月に開催予定の合併協議会で、その結果をご報告させていただく予定となっております。 最後になりますが、原本は、カラーで作成されていますが、本日は経費削減のため、ほぼ白黒で提案いたしました。見づらい点があったことをお詫びいたします。 以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
鈴木会長	はい。以上が説明でございます。大変長かったと思いますが、ボリュームがボリュームですので、ご容赦をいただきたいと思います。 では、何かありましたら、ご質問をお願いいたします。 はい。富田委員。
富田委員	1点は、財政計画なのですが、地方交付税、これが合併当時から10年後に上がっていますね。本来ならば、今の算定でいくならば、落ちてくるのではないかというふうに思われるのですが、一般財源が、こういう情勢がどんどん進んでいますからね、そういった影響があるのかな、と。この辺の算定はどのような根拠になっているのか、というところが1点であります。 あともう1点はですね、岩舟町の都市計画等についてなのです

	が、大きくは、栃木の総合計画、岩舟町の振興計画、これに基づいて計画は作られております。特に、岩舟町の南部地域なのですけれども、昭和40年代ですね、この頃から県のトナンプラン計画、これもまだ生きているようであります。このような中で、中根の水利計画と検討が長い間行われてまいりました。そして、実施までには至らないのですけれども、色んなアンケート調査や財政計画等を試算をした冊子等も作ってあるわけです。今回の計画ですと、インター周辺整備の中に、それが含まれるのかなあという気はするのですが、こういった岩舟町の歴史的経過、こうものも今後大いにまちづくりに参考にさせていただきたいということの一部申し入れておきたいと思います。 この2点について伺います。
鈴木会長	はい。 ではまず第1点、交付税の将来推計についてであります。
天海事務局長	はい。それでは、交付税についてお答え申し上げます。 その表の交付税の欄を見ていただきますと、31年まで上がっていく形になっております。32年から下がり始めるということで、若干凸凹はあるのですが、ここで、前にお話ししました、合併算定替えの縮減がここで始まってまいります。ですから、全体の流れとすると、32年から下がっているという傾向になるかと思えます。交付税に関しましては、非常に計算が複雑で、途中29年度から32年度まで伸びが出ております。これは、合併特例債の償還額の増加であるとか、高齢者福祉費の増額といったもので、基準財政需要額が増えてくることから、交付税が増えてくるというふうに推計をしております。 それともう1点ですね、委員さんお話の計画というのはですね、おそらく、岩藤大規模開発という事業かと思われます。それにつきましては、確かに岩舟町の都市計画マスタープランの広域拠点となっておりまして、また、岩舟町の振興計画では、新産業拠点として位置づけられております。従いまして、新市まちづくり計画においても、インターチェンジ周辺活用エリアの一体のものとして表記をさせていただいているところでございます。ただ、新市まちづくり計画に関しては、個々具体的な事業を表記することはしておりませんので、その点についてはご了承いただきたいと思います。以上でございます。

鈴木会長	はい。富田委員。よろしいですか？
富田委員	はい。わかりました。
鈴木会長	では、渡邊委員。続いてどうぞ。
渡邊委員	岩舟町の渡邊でございます。 今の説明で、大体その通りかと思いますが、このプランの関係で、岩舟町の振興計画の関係なのですが、栃木藤岡線という主要地方道の県道が、栃木から藤岡に続いている県道なのですね。その県道が、この図面では抜けているのですよね。入っていないのですよ。インター周辺の。今、大雑把なもので後でもっと細かくという話でしたから、多分大丈夫かなと思っているのですが、県道が入っていないのですよね。これ、相当な面積がずれがあるように見えるのですよ。図だけ見ますとね。
天海事務局長	38ページをお開きいただきたいのですが、38ページの東武線沿線で赤いラインが入っているのですが、そちらが栃木藤岡線のことで記載をされております。
渡邊委員	丸い円が県道にかかっていないのですよ。
天海事務局長	趣旨がわかりました。それでは、そのようなご要望ですので、少し円のほうを大きくして、県道にかけていきたいというふうに思います。よろしいでしょうか？
渡邊委員	よろしく願いいたします。以上です。
鈴木会長	はい。他にはよろしいでしょうか？ はい。大川委員。
大川委員	44ページなのですね、「豊かな自然環境の保全」そして（2）の「安全で良好な水資源の確保」というところがあります。そして、この水資源の確保というのは、やはり、森林の保全というところにつながっていくと思うのですが、56ページの「農林業の振興」のところに、文言としては、若干入っているのですよ。「新

天海事務局長	市の豊かな森林を資源として」という、「森林は水源のかん養や」というふうに多少は説明は入っておりますけれども、やはり水資源を今後きちんとはかっていくということであれば、この施策分野の中に「森林の保全」とかですね、きちんとそういう文言が必要ではないかなというふうに感じておりますが、ご検討いただきたいと思います。
鈴木会長	はい。それでは、そのような文言等の記載を検討していきたいと思います。 はい。わかりました。 他にはございますか？よろしいでしょうか？ この計画につきましては、先ほどの図面の表記等については、こうした場合に、例えば今栃木市において総合計画を熟慮しておりますが、そこに表示予定の図面の記載方法等についても、「うちのほうが入っていない」等、色々あります。これは、どうしても図に表す場合の限界というのがある、細かいところまでは入っていない可能性がありますので、そのことについてはご理解いただきたいと思います。今ご指摘があったことについては、円を広げるということで、可能な限り、それから、大川委員のほうからありましたことについても、基本的にはおっしゃられることを、盛り込んでいきたいというふうに思います。ということよろしいですね？ はい。他にはございますでしょうか？ では、最後に、てにをはの訂正になるかと思いますが、４６、４７ページの、４６ページでは「(２) 生活環境の充実」とあります。４７ページの一覧表のところの下段では、「生活環境の保全」とあるわけですが、これは一致すべきなのでしょう？どちらかが間違いではないかと思いますが、どうなのですか？これは。
天海事務局	はい。お答え申し上げます。
鈴木会長	まあ、充実だろうな。保全というのは、ちょっと。
天海事務局長	はい。充実がよろしいということです。

鈴木会長	生活環境保全というのは、ちょっとね。 あとで確認はいただくとして、おそらく４７ページの一覧表の「生活環境の保全」が「充実」と直すべきではないかなあというふうに思います。ちょっと気が付きましたので。 では、他にございませんようでしたら、質疑を打ち切らせていただきますが、よろしいでしょうか？ ——— 質疑応答 なし ———
鈴木会長	はい。では、今何点か修正や追加に関するご要望、ご質問等がありまして、それについては、この中に変更の上、織り込んでいくということで確認をしたいと思います。その上で、それを含めてお諮りをさせていただきますが、この新市まちづくり計画の総枠としては、微調整等はこれからもあるということですが、総体としては、このような方向で作っていくということについて、そのような方向でご承認をいただけましたら、拍手をお願いしたいと思います。 ——— 出席委員より拍手 あり ———
鈴木会長	ありがとうございます。では、そのような方向で作ってまいりたいと思います。 以上、少し時間が超過してしまいましたが、休憩を入れたのが失敗だったかもしれませんが、ご容赦をいただくとして、以上で予定された課題につきましては、全てご協議をしていただきましたので、私のほうからは以上でいいのですか？次も？ では、４ 第９回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について 事務局より説明をお願いします。
天海事務局長	４．第９回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について それでは、次回合併協議会の開催日時について、お知らせいたします。次回は、１１月１２日 月曜日 午後２時から、会場は栃木市国府公民館 となります。よろしくお願いいたします。以上であります。
鈴木会長	はい。では、ご予定をお願いいたします。 では次に、５ その他 であります。まず（１）合併までのス

	ただければと思います。このことについては、よろしいですね？ はい。では、（２）その他 であります、委員の皆さんから何かございますでしょうか？よろしいですか？ ——— 発言等 なし ——— 鈴木会長 はい。事務局はありますか？ それでは、ないようでございます。今度こそ、これで全て終了でございますので、マイクを事務局のほうに戻します。 6. 閉会 天海事務局長 はい。ありがとうございました。 ただいまの時間は、４時１０分でございます。 この時間を会議閉会時刻と定めまして、第８回栃木市・岩舟町合併協議会を閉会いたします。 大変、ありがとうございました。
--	---